

○利根町立学校給食運営協議会設置要綱

令和6年3月26日

教委告示第3号

（設置）

第1条 利根町立小学校及び利根町立中学校（以下「学校」という。）の学校給食運営を適正かつ円滑に実施し、児童及び生徒の体力向上を図るため、利根町立学校給食運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し教育委員会に内申するものとする。

- (1) 給食費に関する事項
- (2) 給食物資購入に関する事項
- (3) その他学校給食に関し重要な事項

（委員）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学校長
- (2) PTA代表
- (3) 学校の栄養士
- (4) 学校の調理師（ただし、各学校における定員は1名とし、毎年4月1日に学校長が指名する者）
- (5) 学校教育課長
- (6) 町民

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、利根町校長会（以下「校長会」という。）の会長をもってあて、協議会の会務を総括し、会議の議長となる。

3 副会長は、校長会の副会長をもってあて、会長を補佐し、会長に事故がある

とき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。